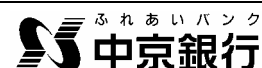


中央総研経営者ローン



商品名	中央総研経営者ローン	
お使い途	事業資金 - 設備資金の場合は、資金用途を確認できる書類が必要となります - 転貸資金となる可能性がある場合は、お受付をお断りする場合があります	
ご融資形態	証書貸付	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・法人、または個人事業主 ・税理士法人中央総研と顧問契約を結んでから1年以上経過していること ・税理士法人中央総研から財務上の確認書がいただけること ・申込時に延滞実績がない方 ・2年以上の業歴がある方 <ul style="list-style-type: none"> - 法人：設立後2年以上経過 - 個人事業主：営業開始後2年以上経過 ・不渡り報告がでていない方、銀行取引停止処分を受けていない方 ・直近決算で1年間の売上高が10億円未満の方 ・営業所が当行営業区域内の取引可能なエリアに所在する方（東京、大阪、静岡は除く） 	
ご融資金額	100万円以上2,000万円以下 10万円単位 - 運転資金：月商の範囲内 - 設備資金：月商の3倍以内 （運転資金と設備資金の双方をご利用いただく場合には、運転資金としてご利用いただく金額は月商の範囲内であり、設備資金としてご利用いただく金額は月商の3倍以内であり、かつ、運転資金と設備資金の合計額が月商の3倍以内となります）	
ご融資利率	年1.60%以上4.10%以下 変動金利とし、当行短期プライムレート（2009年2月2日現在 年2.10%）を基準としております	
ご融資期間 注1	分割返済	最長3年以内（据置期間なし）
	期限一括	1ヵ月以上6ヵ月以内（期限一括の場合、当行と融資取引のある方が対象となります）
ご返済方法	分割返済	元金均等返済。利払いは1ヶ月毎前払い
	期限一括	利払いは1ヶ月毎前払い
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人：代表者（第三者保証不要） ・個人事業主：不要 	
担保	不要	
ご用意いただく書類 注2・注3	<ul style="list-style-type: none"> ・法人 <ul style="list-style-type: none"> - 税務署受付印のある決算書2期分（付属明細書）および履歴事項全部証明書 - 代表者の運転免許証、またはパスポート ・個人事業主 <ul style="list-style-type: none"> - 税務署受付印のある青色確定申告書2期分（貸借対照表・損益計算書付き） - 申込人の運転免許証、またはパスポート <p>運転免許証、パスポートをお持ちでない方は、顔写真付の住民基本台帳カード、又は外国人登録証明書でお受けさせていただきます</p>	

<p><u>期限の利益の喪失</u></p>	<p>期限の利益喪失となりますと、直ちにご融資額全額をご返済いただくこととなります</p> <p>1．当然喪失（当行からの通知がなくとも、期限利益を喪失する）事由はつぎのとおりです</p> <p>(1)破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・会社整理開始・特別清算開始の申立があったとき</p> <p>(2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(3)借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき</p> <p>(4)借主または保証人の当行預金や当行に対する債権に仮差押・保全差押・差押の命令・通知の発送があったとき</p> <p>2．通知喪失（当行からの通知によって、期限利益を喪失する）事由はつぎのとおりです</p> <p>(1)債務の一部または全部の履行を遅滞したとき</p> <p>(2)担保の目的物について差押・または競売手続の開始があったとき</p> <p>(3)借主が当行との取引約定に違反し、それが当行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき</p> <p>(4)保証人が期限の利益喪失事由に該当したとき</p> <p>3．通知喪失の場合において、住所変更の届け出を怠ったり、当行からの通知を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、当行が行なった通知または送付した書類が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとしします。</p>
------------------------	---

注1.....返済方法が期限一括返済は、当行で既に事業性の融資を3ヶ月以上に渡ってご利用の方を対象としており、そうでない方は、分割返済のみのお受付とさせていただきます。

注2.....青色申告時に税務署の受付印を申込みなかった方は、納税証明書の添付により受け付ける場合がありますので別途ご相談下さい。

注3.....ご提出いただく決算書類（2期分）は、期間12か月の決算書類であることを条件とさせていただいております。